

【内閣府】地方創生のための制度改革・規制改革に関する提案

一般社団法人外国人留学生高等教育協会・2022年8月30日

2021年の合計特殊出生率は1.30と6年連続の低下、出生数も約81万人で過去最少を記録するなど、少子化のスピードは予想を超える速さで進行しており、地域社会の人材基盤の存立を左右しかねない状況に達しつつある。

こうした人口減少への対策として期待が高まっているのが外国人人材の活用である。優秀な外国人人材を世界中から招致すること、また日本で学んだ留学生を外国人人材として雇用につなげることは地方創生、地域活性の観点から重要政策であるといえる。すでに令和元年には在留資格「特定技能」が創設され、12業種において技能レベル評価と日本語能力の評価に基づく新たな就労資格が運用されている。その目的は、優秀な外国人人材の確保、地域人材としての定着を目指すものである。

以上の状況を踏まえ、国の政策を更に進め、地方創設・地域活性の促進を図る手段として、専門学校に係る現行規定の取り扱いにおいて、以下の2点において規制緩和を含む速やかな対応を求める。

1. 国家資格保有者への就業機会の拡大

専門学校卒業時の国家資格保有者については、在留資格の変更を柔軟に認めていただきたい。

専門学校に在籍する留学生は日本語レベルもN2以上、日本での生活も3年以上となる者も多い。それぞれの業界での就職を希望しながら、現行法の「技術・人文知識・国際業務」の範囲内での審査において在留資格の変更が叶わず、やむなく帰国する留学生が少なくないという現状を改善してほしい。

2. 専門学校と大学の外国人留学生の入管法上の評価を同等とする。

大学と専門学校（専門課程をもつ専門学校）は、ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）により、国際的にも高等教育と認められており、学ぶ学生の立場から“学びと就労”の機会均等が求められている。

そのため、専門学校卒業生にも大学卒業生と同様に「告示46号」^{*}の在留資格の認定をしていただきたい。

専門学校卒業生には現行法の「技術・人文知識・国際業務」の審査の中で、専門性の精査が求められている。一方、大学卒業生は「告示46号」の適用により、専攻学部、学科との関係性を問われることなく、在留資格変更がなされている。

^{*}出入国管理及び難民認定法 在留資格「特定活動」で告示46号 別表第十一の活動条件において、大学卒の学位授与者のみに認められている。